

「学校給食における県産食材利用促進事業」 企画提案募集要領

1 募集の趣旨

学校給食における県産食材の利用については、地産地消の推進だけでなく、食育の観点からもその意義は非常に高い。

しかし、「限られた給食予算の中で仕入れ（価格の問題）」、「事前に献立を決定するため仕入れ時点の品目や数量の変更が困難（安定供給の問題）」、「大量調理のため規格外を使いたくても下処理作業に時間がかけられず 1 次加工の必要がある（時間的・作業的制約）」等があり、地産地消の取り組みを進めることが難しい状況がある。

そこで、産地（生産者）と学校給食センター等とのマッチングや、仕入れ・献立を決定する栄養教諭および学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）の地産地消に対する理解、県産食材の旬や調理法など知識の向上をはかる取り組みを実施することにより、地産地消を推進する。

2 本企画提案に係る委託業務

(1) 業務名

「学校給食における県産食材利用促進事業」委託業務

(2) 委託契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日

(3) 委託業務内容

委託業務企画提案仕様書を参照すること。

(4) 委託上限及び経費積算

委託業務企画提案仕様書を参照すること。

3 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

- をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、沖縄県や官公庁等行政機関での受託実績を有している企業・団体であること。
 - (4) 別添提案仕様書の趣旨に則するとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
 - (5) 県内に本店又は支店を有する法人であること。コンソーシアムで実施する場合には、最低1法人が県内に本店又は支店を有していること。
 - (6) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
 - (7) コンソーシアムの要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員の全てが、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
 - (8) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。

4 応募方法等

(1) 参加申込

- ア 申込期間： 令和7年4月22日(火)～令和7年5月7日(水)12:00
- イ 提出書類： 参加申込書 【様式1】
- ウ 提出方法： 持参、郵送、またはEメール
 - * 郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。
 - * 郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。
 - * コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

- ア 提出期限： 令和7年5月7日(水)12:00
- イ 提出書類： 応募申請書 【様式2】
企画提案書及び応募書類一式【様式2～7】
(下記6.参照)
- ウ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。
 - * 郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

- (3) 質問がある場合は、令和7年4月24日(木)12:00までにEメールに

より質問書【様式9】を提出すること。

提出する場合は、受信確認が必要。

回答は、4月30日（水）以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。

※問い合わせ先は、下記14参照

5 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

6 提出物

- | | | |
|------------------|-------|-------|
| (1) 参加申込書 | | 【様式1】 |
| (2) 応募申請書 | | 【様式2】 |
| (3) 企画提案書 | | 【様式3】 |
| (4) 会社概要書 | | 【様式4】 |
| (5) 積算書 | | 【様式5】 |
| (6) 実績書 | | 【様式6】 |
| (7) 誓約書 | | 【様式7】 |
| (8) 参考資料（必要に応じて） | | |

※コンソーシアムの場合は、【様式4】【様式6】【様式7】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式8】の写しを添付すること。

※【様式4】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

※提出部数：8セット（原本1部、コピー7部）

※コンソーシアムの場合の書類の綴り方については、企業ごとでまとめるのではなく、様式の順番に綴ること。それぞれ様式ごとにまとめて綴ること。

例) ○ 様式4（企業A、企業B）、様式5（企業A、企業B）

× 企業A（様式4、様式5）、企業B（様式4、様式5）

7 企画書等の体裁

原則として、A4判、縦、左綴りとする。

特に、【様式3】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

8. プレゼンテーション審査（予定）

- (1) 日時：令和7年5月12日（月）～5月16日（金）の間（予定）

※開催日時は、申込状況により調整し別途通知します。

- (2) 場所：沖縄県庁内会議室

- (3) 提出した提案書に基づき説明すること

※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。また、プロジェクター等は使用不可です。

- (4) 審査会場への入場者は3名以内とし、各20分間（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）でプレゼンテーション審査を行う。

9 審査の方法

- (1) 応募数が4社以上の場合は、流通・加工推進課において1次審査（書類審査）を行い、上位3社について2次審査を行う。応募者が3社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部流通・加工推進課に設置する企画提案審査会において、プレゼンテーション審査を行う。
※プレゼンテーション審査にかえて書面審査を行う場合があります。
変更内容については、第二次審査対象者に連絡します。
- (3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
(今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。)
- (4) 前項によって第1位となった応募者については、審査会の翌日以降にメールにて通知し、追って書面にて通知予定。あわせて次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。
公表を行う事項は以下の通りとする。
ア 最優秀提案者とその評価点
イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
ウ 全提案事業者 の評価点 ※得点順に記載
エ その他
- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

10 評価基準

- (1) 基本認識
沖縄県における地産地消の現状や課題、学校給食現場の状況等の基本的認識を有しているか。
- (2) 企画提案書の内容
ア 事業目的の理解度
本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。
イ 提案内容の優良性
提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。
ウ 事業実施計画の妥当性
実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。
- (3) 業務遂行体制・業務実績の評価
ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。
イ 類似業務等実務実績は十分か。

11 スケジュール（予定）

令和7年 4月22日(火)

公募開始

4月24日(木)12:00	質問締切
5月7日(水)12:00	参加申込締切
5月7日(水)12:00	企画提案締切
5月12日(月)～	
5月16日(金)の間	企画提案審査会(予定)
	※対象者に対し別途通知します
5月中旬	採択決定
5月下旬	契約

12 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却致しません。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表致しません。
- (5) 1事業者(コンソーシアム)あたり、提案書は1件とします。
- (6) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。
- (7) 県内外における新型コロナウイルス感染症の今後の発生状況によって、本要領の記載内容に変更が生じる場合があります。

13 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について(抜粋)

101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- 14 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先
沖縄県農林水産部 流通・加工推進課 販売加工戦略班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁9階）
電話番号：098-866-2255
Eメール：aa048600@pref.okinawa.lg.jp
担 当：平賀、浦崎